

令和元年10月31日

教育委員会第10回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第10回定例会記録

◇開会年月日 令和元年10月31日（木曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時12分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 推 進 課 長 補 佐	千 葉 正 人 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
蛇 田 公 民 館 長	大 森 和 彦 君	北 上 公 民 館 長	青 山 裕 一 郎 君
図 書 館 長	武 山 雄 子 君	副 参 事 (学 区 再 編 担 当)	遠 藤 敏 明 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 長	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・北上公民館及び石巻市図書館北上分館の供用開始について

報告事項

報告第9号 専決処分の報告について

専決第16号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第4号）
（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を規制する規則

第32号議案 石巻市立門脇中学校の廃止について

第33号議案 石巻市立学校 部活動での指導ガイドライン案について

第34号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） 定例会開会に当たり、傍聴人より写真撮影の申出がありました。石巻市教育委員会傍聴人規則第5条第5項ただし書きの規定により、写真撮影を許可することといたします。

それでは、ただいまから令和元年第10回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

委員長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が1件、審議事項が4件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに私から報告申し上げます。

今月は小学校の学習発表会や中学校の文化祭等、文化的行事が開催されております。

台風19号の対応では、大雨での被害がありました。稲井地区の県道が冠水したため、稲井幼稚園、稲井小学校、稲井中学校を2日間臨時休校にいたしました。

なお、11月3日に予定されておりました石巻市総合防災訓練が、台風などの災害対応のため中止となっております。

また、来月11月は石巻市いじめ防止月間として各学校で活動することになっております。全校でいじめ防止標語やメッセージ集の作成を通して、いじめに対する理解や防止対策を児童・生徒で考え、いじめ防止につなげていきたいと考えております。

次に、大川小学校関係ですが、17日の臨時教育委員会後の対応ですが、18日に市議会の全員協議会を開会しましたが、債務負担行為の理解が得られないとの考えから、10月20日午後1時から市議会臨時会が開催され、4名の議員から緊急質問がありました。その後、議案提案

と審議があり、起立採決の結果、賛成25、反対4で可決されました。最高裁の決定を受け、21日に臨時校長会、本日31日に定例教頭会にて校長、教頭に経過を説明し、今後の防災管理、防災教育の進め方について指示しております。

なお、宮城県と石巻市の支払いの覚書は25日に結び、県から原告には29日に支払いを済ませております。

以上で報告を終わります。

これについて御質問等ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

北上公民館及び石巻市図書館北上分館の供用開始について

○教育長(境 直彦君) なければ、次に、北上公民館及び石巻市図書館北上分館の供用開始について、北上公民館長からお願いいたします。

北上公民館長。

○北上公民館長(青山裕一郎君) それでは、私から北上公民館及び石巻市図書館北上分館の供用開始について御説明いたします。

資料2の1ページをお開き願います。

②施策等を必要とする背景及び目的でございますが、北上公民館及び石巻市図書館北上分館は旧北上総合支所内に複合施設として併設されておりましたが、東日本大震災の津波により壊滅し現地再建が困難になったことから、北上にっこり地区拠点内に新たな北上総合支所等を含めた複合施設として整備を進めているところでございます。昨年、平成30年12月に着工し、今年度、令和2年3月に完成、4月から供用開始する運びになっております。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性、④提案に至るまでの経緯については、御覧のとおりでございます。

⑤主な内容でございますが、北上公民館及び石巻市図書館北上分館は、北上総合支所と合わせて供用開始するものでございます。

施設概要ですが、施設の所在は北上町十三浜字小田93番地の4、建物の構造ですが、鉄骨造り一部鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上2階建てでございます。敷地面積でございますが、8,564.55平米、延べ床面積ですが、2,672.53平米でございます。内訳と従前施設との対比については表のとおりでございます。図書館、それから公民館施設につきましては、交流ホ

ール、それから会議室、和室、調理実習室、多目的室、図書ラウンジ、青少年活動室がございます。

所在地の変更でございますが、旧北上総合支所があった北上町十三浜字月浜88番地の2から、にっこり拠点地区であります北上町十三浜字小田93番地の4に移ることになります。

次を御覧ください。

公民館使用料の変更でございますが、右側の表が現行、左側の表が改正案となっております。

現行では、4時間以内の1回当たりの使用料で定められておりましたが、改正案では、午前9時から午後1時までの午前中、それから午後1時から午後5時までの午後、それから午後5時から午後9時までの夜間と分けております。それから午前9時から午後9時まで通しの場合という形で、4段階にさせていただいております。

この料金の算出根拠でございますが、6月定例会に提案いたしました蛇田公民館と同じ計算方法でございます。類似施設の平均に部屋の広さを乗じた、そういう計算方法でございます。

次に、4番、石巻市図書館北上分館の開館時間等の変更についてでございますが、開館時間につきまして、現行では午前9時から午後5時まで、ただし水曜日は午前9時から午後9時まででございますが、改正案では、午前10時から午後6時まで、ただし、土曜、日曜、休日は午前10時から午後5時までとするということでございます。

休館日につきましては、現行では年末年始の休館のみでございましたが、改正案では、週1回、月曜日、ただし休日に当たるときはその翌日ということで、週1回の休館日を設けてございます。

次、⑥実施した場合の影響及び効果でございますが、公民館及び図書館北上分館が復旧整備されることで、地域住民の最も身近な学習拠点として、生涯学習機会の充実が図られるものがございます。

最後、⑦今後の予定及び施行予定年月日でございますが、令和元年12月、市議会第4回定例会に関係条例の一部改正について提案する予定でございます。令和2年3月、北上にっこり地区拠点施設の建設工事が完成する予定でございます。完成してから1か月間で備品等の搬入及び仮設庁舎からの引っ越しを考えております。4月に供用開始となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして質問等はございませんか。

（「なし」との声あり）

報告第9号 専決処分の報告について

専決第16号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第4号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に報告事項に入ります。

報告第9号 専決処分の報告について、専決第16号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

学校安全推進課長補佐から説明をお願いします。

学校安全推進課長補佐。

○学校安全推進課長補佐（千葉正人君） それでは、報告第9号 専決処分の報告についてのうち、専決第16号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

表紙番号1の1から4ページを御覧ください。

報告につきましては、令和元年石巻市議会第1回臨時会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、10月19日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、石巻市議会第1回臨時会において10月20日付けで可決されております。

それでは、内容について御説明申し上げますので、別冊1の2、3ページを御覧願います。

大川小学校事故訴訟損害賠償金立替払償還金について、令和元年度から令和11年度まで債務負担行為を設定するものであり、その限度額は20億5,687万8,000円に設定したものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等ございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） その他もございませんか。

（「はい」との声あり）

第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ、次に審議事項に入ります。

次に、第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

蛇田公民館長から説明をお願いします。

蛇田公民館長。

○蛇田公民館長（大森和彦君） ただいま上程されました第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、石巻市蛇田公民館と石巻市蛇田支所の複合施設供用開始に伴い、石巻市公民館条例の一部改正について令和元年石巻市議会第3回定例会において議決されたことにより、関係する規則を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3の規則新旧対照表の1ページを御覧願います。

公民館の名称及び位置を規定している第24条第1項の表、石巻市蛇田公民館の項中、石巻市蛇田字上中塚26番地を石巻市恵み野二丁目11番地1に改めるものです。

次に附則であります、施行期日を令和2年1月14日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） その他もございませんか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第31号議案については原案のとおり可決いたします。

第32号議案 石巻市立門脇中学校の廃止について

○教育長（境 直彦君） 次に、第32号議案 石巻市立門脇中学校の廃止についてを議題とい

たします。

学区再編担当副参事から説明をお願いします。

学区再編担当副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） それでは、ただいま上程されました第32号議案石巻市立門脇中学校の廃止について御説明申し上げます。

表紙番号1の6ページを御覧願います。

本案は、令和3年3月31日をもって石巻市立門脇中学校を廃止することについて、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第2号の規定に基づき、議決を得ようとするものでございます。

本案の提案に至りました経緯経過等について御説明いたしますので、別冊2の1ページ、2ページを御覧願います。

始めに、1の経緯経過についてでございますが、昨年12月3日付けで、石巻市立石巻中学校及び石巻市立門脇中学校の父母教師会会長の連名により、石巻市立石巻中学校・石巻市立門脇中学校の学区再編に向けた話合いの早期開催に関する要望書が教育長に提出されました。要望の内容につきましては、両校統合に向けた話合いの早期開催を求めるものであります。

これを受けまして、教育委員会としましては、本年1月以降、両校父母教師会役員との事務打ち合わせ会を開催し、統合に関する基本項目について調整するとともに、去る5月22日、23日及び今月21日に両校保護者及び同学区内住民を対象に開催した説明会などでその内容を説明し、御了解、御理解をいただいたところでございます。

このことから、両校統合と統合に伴う門脇中学校の廃止を進めるための環境が整ったと判断し、本日の議案提案に至ったものでございます。

次に、両校統合に向けた基本的な考え方などについて御説明いたします。

始めに、2の両校統合に向けた基本的な考え方についてでございますが、教育委員会では、少子化や東日本大震災の影響により児童・生徒数が減少し、適正規模を下回る学校が市内全域で増加傾向にあることから、改めて市内全体の学校の配置の在り方などについて、既に御報告申し上げておりますが、本年2月に石巻市立小・中学校学区再編計画（案）を策定し、検討してまいりました。

石巻中学校と門脇中学校におきましても、少子化の影響から生徒数が減少傾向となっており、生徒数は今後とも増加に転じることが難しく、特に門脇中学校につきましては令和5年度には全学年1学級となる見込みであり、ただいま申し上げました学区再編計画（案）に基づく対応

が求められる状況でございます。

このことから、教育委員会としましては、両校父母教師会の要望を尊重し、学区再編計画の策定に先行して両校の統合を速やかに進めるとともに、統合に伴い門脇中学校は廃止するものでございます。

次に、3の統合時期についてでございますが、令和3年4月1日より統合するものでございます。

次に、4の統合方法についてでございますが、門脇中学校を廃止し、石巻中学校に統合するものでございます。

次に、5の統合後の名称についてでございますが、石巻中学校とするものでございます。

次に、6の統合後の使用施設についてでございますが、現在の石巻中学校を使用するものでございます。

裏面、2ページを御覧願います。

次に、7の統合に向けた今後の対応についてでございますが、統合後の学校生活が円滑に行えるよう、両校の教師、保護者を中心とした統合準備委員会・部会などの検討組織を設置し、その中で学校運営や教育課程などさまざまな統合事項に関する協議を進めてまいります。また、統合先となる石巻中学校につきましては、施設改修に係る事業計画を策定し、学習環境の整備に着手してまいりたいと考えております。

次に、8の普通学級における生徒数の長期見込みについてでございますが、令和元年5月1日現在の石巻中学校と門脇中学校の生徒数、学級数の長期見込みを両校それぞれと統合後に区分して記載しております。

石巻中学校、門脇中学校ともに4段目に生徒数計Aとございますが、減少傾向にあることを確認いただけるかと思えます。門脇中学校につきましては、令和5年度に全学年1学級となる見込みとなっております。統合後には1学年3学級以上、3学年9学級以上の規模になるものと見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

阿部委員。

○委員（阿部邦英君） 2ページの7番の統合に向けた今後の対応についてというところですが、これまで石巻市教育委員会は震災後に複数校を統合しています。既にこの件につきまして

は承知済みだと思いますので、しっかりと統合に向けて実施いただくようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） 統合先となる石巻中学校の施設の整備については、統合の推移を見守るということで改修計画を調整しながら対応してまいりました。今回、石巻中学校を施設として使用するということになりましたので、今後事業計画を策定し、学習環境の整備に着手してまいりたいと考えているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） 統合後、学級数が10から11と増えることによって、石巻中学校に新しく用意すべき施設などはまだ出てきていないのでしょうか。それとも、生徒数が増えても十分現行のまま使えるという考えでしょうか。それとも何か施設を考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） 現時点で普通学級用の余裕教室というものがございますので、取り立てて新たな整備をしなければならないというところではないと把握してございます。

○委員（今井多貴子君） 教室以外の施設も大丈夫ですか。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） 統合まであと1年半ほどございます。万が一、生徒数により不足が生じる場合にはその期間で対応していきますが、現時点では特別教室等も大丈夫であると把握してございます。

○教育長（境 直彦君） 遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 施設改修に係る事業計画を策定し、となっていることについて、統合まであと1年半ですが、もう既にできているのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） 施設の改修については、現時点ですと総合計画の事業計画の中で計画立てて実施しております。先ほど調整していると申し上げましたけれども、計画の中ではまだ具体的な年数は定めておらず、今後決めるということで、統合の経過を見守っていたところでございます。今回、石巻中学校を使用することが決まりましたので、総合計

画の中に位置づけるということもございますし、また保全計画も来年度に向けて策定中がございます。その中で順番を優先づけるかどうか、これも今後検討しながら、策定するという段階でございます。

○教育長（境 直彦君） 統合には間に合わないということ。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） 令和3年4月には間に合わないというところがございます。

○委員（遠藤俊子君） 現状では、石巻中学校の施設で何とかできるという見通しの上でということですね。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） はい。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第32号議案 石巻市立門脇中学校の廃止については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第32号議案については原案のとおり可決いたします。

第33号議案 石巻市立学校 部活動での指導ガイドライン案について

○教育長（境 直彦君） 次に、第33号議案 石巻市立学校 部活動での指導ガイドライン案について議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） それでは、ただいま上程されました第33号議案 石巻市立学校 部活動での指導ガイドラインについて御説明申し上げます。

表紙番号1の7ページ、あわせまして別冊3の1ページから5ページを御覧いただきます。

本案につきましては、平成30年3月、スポーツ庁による運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、平成30年12月、文化庁による文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、平成30年3月、宮城県教育委員会による部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引が策定されたことを踏まえたものでございます。

生徒のバランスのとれた心身の成長を促し、充実した学校生活を送ることができるようにす

るとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮するため、新たに石巻市立学校 部活動での指導ガイドラインを策定するものでございます。

以下、条文に従いまして御説明申し上げます。

1につきましては、ガイドライン策定の趣旨を定めたものでございます。

2は、部活動の適切な休養日等を規定したものでございます。適切な休養日及び活動時間等の基準や、校長による部活動の方針の策定、顧問による活動計画の作成、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現について定めてございます。

3は、部活動での指導・運営上の留意事項を規定したものでございます。指導者としての留意事項、体罰の禁止、事故防止対策等、保護者との連携、指導者間の連携について定めてございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 適切な休養日等の設定の具体的な基準はわかったのですが、ハイシーズンというのは、新人戦及び中総体のことのみでしょうか。対外試合に出ている中学校が増えているということで、その前後も休まず対外試合のための練習をする部もあるとお聞きします。ハイシーズン等の意味合いは、どの辺まであるのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） ハイシーズンにつきましては、主として運動部活動の場合は中総体の大会及び新人戦の大会ということでございますが、今回の場合は文化部活動も含めてということでございますので、ハイシーズンの期日を規定するのはふさわしくないということで、別冊3の2ページ、具体的な基準の③のところでございますが、ハイシーズンとして活動日を増やした場合には、それ以外の時期に休養日を十分確保するということと、あわせて④にありますように、年間の休養日の合計が105日以上になるよう活動計画を作成するということが、ハイシーズンにも配慮した上で休みをとるということをご基準として設けたところでございます。

○教育長（境 直彦君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） これまでも休養日というのは言われてきたわけですが、特に運動部の場合、外部指導等で生徒たちが自主的にトレーニングをしている。そのときには外部コーチ

もちろんついているわけですが、結果的には余り休まない部活動も出ている。部活動の理由設定を付けて、結果的には休みがないという部も見えるので、具体的な基準を皆さんに本当に周知していただきたい。特に外部コーチの方たちにそれを周知していただきたい。教職員の方々はもちろん熟知していらっしゃるからそれは余り必要ないかと思いますが、外部コーチに対しての指導はしっかりとしていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） ありがとうございます。

今、今井委員おっしゃったようなことを教育委員会としても聞いているところもございましたので、その都度、状況を調べたり、必要な指導を行っているところですが、別冊3の5ページの（5）にございますが、外部の指導者の方は子供たちのことを考えて一生懸命指導されている方がたくさんおります。ところが、余りに熱が入るという場合もございますので、（5）にありますように、外部指導者等の協力を得る場合につきましては、十分、顧問の先生と調整を行った上でということで、これからも学校に話をしてまいりたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 今の話ですが、まず、部活はこのように教育委員会がある程度決めて規制するのでしょうかけれども、例えば野球の部活は休むけれどもスポーツ少年団は活動するというように、スポーツ少年団は関係なく活動してしまうので、抜け道ではないですけれども、子供たちのことを考えると休みなく活動しているように見えてしまうのは、そういうところもあると思うので、スポーツ少年団の関係のほうにも何らかの働きかけをして、協力をお願いしたほうがいいのではないかとということ。

それから、外部コーチに関してですが、ボランティアで活動してくださっている方が多いので、余り強くは言えないのですが、コーチングの資格というものを持っていないとか、安全的な配慮が欠けているとかという方もいらっしゃる。技術的な指導はきちんとしてもらっているのでしょうか。教育的な配慮という面からすると、外部コーチに関しても、有資格者とは言えないですけれども何か働きかけてもいいのではないかとと思うのですが。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） まず、スポーツ少年団との関係ですけれども、やはりそのような形で部活動を行っている学校、スポ少もございますので、その辺は何かの機会がありましたら、学校教育の上での部活動ということについて今回のガイドラインを策定しましたので、

お話していきたいと思っております。

それから外部指導者のことについてです。現在、外部の指導していただく方としまして大きく2つの制度がございまして、部活動指導員という制度と外部指導者という制度があるのですが、石巻の場合は外部指導者という形で、各校に1名という決まりがございまして、現在10校に10名ほど入っていただいております。それ以外にも校長が認める場合には可能ということで入っている方もおりますが、この外部指導者の石巻で行っているものにつきましては、令和2年度の廃止が県で決まっておりますので、部活動指導員という形で令和2年度より移行する方向になっております。

ただ、部活動指導員といいますのは、今、杉山委員お話ししましたけれども、資格が必要ということで、教員免許を有しているとか、スポーツ指導者の資格を有しているということ、それからさらには月20時間以内しか指導ができないというものとか、謝金等につきましては、国・県・市でそれぞれ3分の1と、さまざまな制約があるわけですが、まずは学校教育の中の部活動という点に関して言えば、適切な指導者を選定することが大事だと思っております、予算の関係等、指導者の選定という関係から、前に話した制度は廃止になりますけれども、石巻市としてはボランティアという形でいい方を校長先生、先生方で話し合っていていただくと、この方向でしばらくは考えているところです。

その上で、今お話しあったように技術だけ教えればよいというわけではないことですので、その点につきましてはしっかり校長方にお話していきたいと思っております。

○教育長（境 直彦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 日本代表クラスにあっても指導者のパワハラのようなものが問題になっているので、恐らく地方の学校の部活でも、そんな大げさにはなっていないけれども、パワハラのような指導が行われていることを聞いたりもするので、そこはしっかり行ってもらいたいということ。

それから、いじめ問題に発展するようなことで、特に女子のチームに多いのですが仲間外れのような、気に入らないからパスを絶対しないというような、いじめとまではいきませんが少し意地悪といったことも話に聞くので、そこはしっかりと教育的な配慮もできる指導者に指導してもらわないと、特に小・中学校の部活というのは、ただ勝てばいいスポーツということではなく、教育的な部分のほうが大きいと思うので、指導者への指導ということもしっかり管理していただきたいと思っております。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 今のお話を踏まえまして、定例の校長会議や教頭会議、それから外部団体との機会を得てお話をしていきたいと思います。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第33号議案 石巻市立学校 部活動での指導ガイドライン案については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第33号議案については原案のとおり可決いたします。

第34号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、第34号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） ただいま上程されました第34号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1の8ページを御覧願います。

石巻市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により委嘱しております委員の任期が令和元年10月31日をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、8ページ及び9ページの名簿にございます。学識経験を有する者が3名、体育関係団体が推薦する者が16名の計19名となっております。このうち新任委員は3名となっております。また女性委員は7名で、前回より1名増えており、女性委員の登用率は全体で36.8%となっております。委員の任期につきましては、令和元年11月1日から令和3年10月31日までの2年間としております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第34号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議ありませんので、第34号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長(境 直彦君) 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、課長方からございませんか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) そのほかもございませんか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局からお願いします。

○事務局(星 憲君) 次回、11月の定例会につきましては、11月28日木曜日午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長(境 直彦君) 以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時12分閉会

教 育 長 境 直 彦

署 名 委 員 遠 藤 俊 子